

ユニフォーム等掲載商業広告規程

第1条 承認手続き

ユニフォーム等に第三者の広告表示を希望する選手及びチームは、スポンサーの名称、業種、概要と広告内容について事前に所属する加盟団体の承認を受けた後、加盟団体事務局を通して本連盟に下記内容を申請し承認を得なければならない。

- (1) 広告表示の内容(デザイン・ロゴ・色彩・突起等)を提出。
- (2) ユニフォームの広告表示希望期間。

第2条 広告表示制限及び停止

- (1) 本連盟または公認競技会主催者は、競技会規程等により選手・チームの広告表示を制限することができる。
- (2) 広告表示の内容は、公序良俗に反するものであってはならない。また、表示された広告が不適当であると判断された場合、本連盟及び公認競技会的主催者は広告表示を停止させることができる。
- (3) 承認を得た広告表示以外の場合は、承認を取り消すことができる。
- (4) 本連盟の許可した企業及び団体の広告以外は表示できない。
- (5) 本連盟が派遣する国際大会のユニフォームには表示できない。

第3条 広告表示範囲

- (1) 上衣、競技シャツ、帽子に限定する。
- (2) 表示は、下記項目の面積を超えてはならない。

・上衣・競技シャツ前面	80cm ²	背面は認めない。
・ " 袖	50cm ²	
・帽子	50cm ²	
- (3) 表示箇所は、1箇所に1社のみとする。